

福岡市広告事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市が保有する資産（以下「市資産」という。）を広告媒体として有効に活用し、民間企業等の広告を掲載することにより市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの維持及び向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）広告事業 市資産を広告媒体として活用することによって、収入の増加又は経費の節減を図るものをいう。
- （2）局区室 福岡市事務分掌条例（昭和33年福岡市条例第39号）第1条の規定により設置された局及び室、会計室、区役所、消防局並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5の規定により執行機関として置かれた委員会及び委員の事務局をいう。
- （3）局区室長 局区室の組織の長をいう。

（対象）

第3条 この事業の対象となる市資産は、福岡市一般会計及び同特別会計に属する市資産とする。ただし、交通広告等既に定めがあるものを除く。

（広告掲載の基本原則）

第4条 広告事業を実施する場合は、法令の遵守、消費者の保護、青少年の健全育成、商取引の安全性の確保、地域の社会及び経済の健全な発展等を図るため、次のことに留意しなければならない。

- （1）公正で誠実なものであること。
- （2）広告の受け手に不利益を与えないものであること。
- （3）児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- （4）品位を保ち、真実を伝えるものであること。
- （5）広告関連法規及び社会秩序を遵守するものであること。
- （6）屋外に広告物を掲載又は掲出する場合は、広告物の色彩・意匠等は都市景観と調和のとれたものであること。

（広告掲載の範囲）

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載又は掲出ししないものとする。

- （1）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - （2）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - （3）人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - （4）政治性のあるもの
 - （5）宗教性のあるもの
 - （6）社会問題についての主義主張に関するもので市長が不適当であると認めるもの
 - （7）公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - （8）美観風致を害するおそれがあるもの
 - （9）福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と関係するもの又はそのおそれがあるもの
 - （10）前各号に掲げるもののほか、掲載又は掲出する広告として不適当であると市長が認めるもの
- 2 前項に規定する広告掲載の範囲に関する基準については、別に定めるものとする。

（広告媒体の種類等）

第6条 広告掲載を行う広告媒体の種類及び型式は、それぞれの資産を所管する局区室長が別に定める。

（広告の規格等）

第7条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに市資産の目的又は用途を妨げない範囲内で、所管する局区室長が別に定める。

（広告の募集方法等）

第8条 広告の募集方法及び予定価格並びに選定方法等については、当該広告媒体ごとにその性質に応じて所管する局区室において別に定め、本市広告事業を主管する財政局財産活用課に募集及び選定を依頼する。ただし、既に募集等を実施しているものや事務の都合等により、当該広告媒体を所管する局区室が直接行うことが効率的又は効果的であると判断した場合は、当該局区室において行う。

（広告掲載内容等の審査）

第9条 広告掲載内容や広告主に関する審査については、この要綱に基づきそれぞれの資産を所管する局区室が行い、掲載の可否を判断することとする。

（審査機関）

第10条 局区室が広告事業を実施するにあたり、広告掲載内容等に関して局区室の判断では疑義を生じる場合の掲載の可否等に関する審査を行うため、福岡市広告事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会はそれぞれの資産を所管する局区室からの要請を受け、次の事項について検討を行うとともに、広告掲載の可否に関する審査を行い、その結果を当該局区室に報告する。

- （1）広告主の選定に関すること。
- （2）広告内容及びデザインに関すること。
- （3）新たな広告事業の取組みに関すること。
- （4）その他広告事業の実施に関し、疑義のあること。

3 委員会の組織、議事その他の必要な事項は、別に定める。

（雑則）

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。
（福岡市の広報物に関する広告掲載基準の廃止）
- 2 福岡市の広報物に関する広告掲載基準（昭和57年決裁）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。